

平成 2 4 年 第 2 回 箕面市議会 定例会 議案  
(追加第 2 号)

報告第 2 3 号 専決処分の報告の件 (交通事故に係る損害賠償請求に関する和解)

箕 面 市

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

PHYSICS 354

LECTURE 1

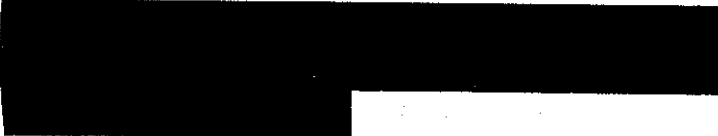
報告第23号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月18日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成24年4月27日 午後1時50分頃
- 2 事故発生場所 箕面市粟生間谷西四丁目2番内 箕面粟生第2住宅敷地内通路上
- 3 相手方 
- 4 事故の状況 本市の公用車（市民部環境クリーンセンター環境整備課職員運転）が、上記日時・場所において、後進したところ、駐車していた相手方の車両と接触し、同車両の後部右側を破損させたものである。
- 5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は332,500円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- 6 和解年月日 平成24年6月12日

○ 第一頁

○ 第二頁

○ 第三頁

○ 第四頁

○ 第五頁

○ 第六頁

○ 第七頁

○ 第八頁

○ 第九頁

○ 第十頁

○ 第十一頁

○ 第十二頁

○ 第十三頁

○ 第十四頁

○ 第十五頁

○ 第十六頁

○ 第十七頁

○ 第十八頁

○ 第十九頁

○ 第二十頁

○ 第二十一頁

○ 第二十二頁

○ 第二十三頁



専決第 11 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成24年4月27日箕面市粟生間谷西四丁目2番内箕面粟生第2住宅敷地内通路上において、公務のため公用車を運転していた本市職員が発生させた交通事故に関し、  
[REDACTED]  
[REDACTED]を相手方とし、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により別紙のとおり和解する。

平成24年6月12日専決

箕面市長

倉田哲郎

別紙の和解契約書は、報告第23号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

東京府 芝罘 区 長 官 印

東京府 芝罘 区 長 官 印

東京府 芝罘 区 長 官 印

東京府 芝罘 区 長 官 印

東京府 芝罘 区 長 官 印

東京府 芝罘 区 長 官 印

